

1 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

附則（昭和三十九年四月一六日法律第六〇号）抄  
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十九年七月一一日法律第一六九号）抄  
（施行期日）

1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

（経過規定）

5 前三項に定めるもののほか、この法律の施行のため必要な経過措置は、政令で定める。

附則（昭和四五年六月一日法律第一一一号）抄  
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和五一年六月一九日法律第六九号）抄  
（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第三条及び附則第三条から附則第五条までの規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（昭和五二年政令第一六号で昭和五二年二月二五日から施行）

2 第二条の規定による改正後の予防接種法第十六条第一項の規定及び第三条の規定による改正後の結核予防法第二十一条の二第一項の規定は、前項の政令で定める日以後に行われた予防接種を受けたことによる疾病、障害及び死亡について適用する。

（昭五七法六六・一部改正）

（罰則に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（従前の予防接種による健康被害の救済に関する措置）

第三条 附則第一条第一項ただし書の政令で定める日前に予防接種法若しくは結核予防法の規定により行われた予防接種又はこれらに準ずるものとして厚生労働大臣が定める予防接種を受けた者が、同日以後に疾病にかかり、若しくは障害の状態となつている場合又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該予防接種を受けたことによるものと厚生労働大臣が認定したときは、当該予防接種を受けた者の当該予防接種を受けた当時の居住地の市町村長は、政令で定めるところにより、予防接種法第十二条第一項の規定による給付に準ずる給付を行う。

2 予防接種法第十一条第二項、第十四条から第十七条まで、第二十一条第二項、第二十二条第二項及び第二十三条第二項の規定は、前項の規定による給付について準用する。

（昭五七法六六・平六法五一・平一一法一六〇・平一三法一一六・一部改正）

附則（昭和五三年五月二三日法律第五五号）抄

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和五七年七月一六日法律第六六号）

この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附則（平成六年六月二九日法律第五一号）抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、平成六年十月一日から施行する。

第四条 この法律の施行前に第一条の規定による改正前の予防接種法(以下この条において「旧予防接種法」という。)第四条、第七条又は第十条の規定により予防接種を受けた者(旧予防接種法第五条、第八条又は第十一条の規定により当該予防接種を受けたものとみなされる者を含む。)は、予防接種法第十一条第一項の規定の適用については同法第八条第一項に規定する定期の予防接種又は同項に規定する臨時の予防接種を受けた者とみなし、同法第十二条第一項の規定の適用については同項に規定する一類疾病に係る定期の予防接種若しくは臨時の予防接種又は同項に規定する二類疾病に係る臨時の予防接種を受けた者とみなす。

（平一三法一一六・一部改正）

（罰則に関する経過措置）

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成六年七月一日法律第八四号）抄